

進展する都道府県庁舎の保存活用

京都工芸繊維大学大学院教授（非常勤研究員） 石田潤一郎

1. 愛着の成果

今年（2014年）10月、愛知県庁舎（1938年（昭和13）竣工）が重要文化財に指定され（図1）、また滋賀県庁舎（1939年（昭和14）竣工）が登録有形文化財に登録された（図2）。前年には和歌山県庁舎（1938年（昭和13）竣工）が登録文化財となっている。これらはいずれも1930年代後半に建設されたものであり、文化財としては「若い」。また、必ずしも名作としての評価を得ていたわけでもない。愛知県庁舎は有名建築家の作品でもなく（基本構想段階で渡辺仁・西村好時が関与したらしいことは指摘されているが）、なにより塔屋の意匠が名古屋城天守閣を直写していて、いわゆる「帝冠様式」の代表としてむしろ「悪名」が高かった。

それだけに、一連の指定あるいは登録には意外な印象を持った向きもあるかもしれない。だが、そこまでの経過を多少とも知るものにとっては納得のいくものであった。なによりも地元での愛着が強い。愛知では県庁のプラモデルが販売されており、そこでは「帝冠様式」は少しもマイナスのイメージを帯びていない。和歌山県では登録にあわせて庁舎にまつわるエピソードや回想が新聞に連載され、完結後、単行本として出版されている。

そのことと表裏をなして、各県当局は大きな改造を避けて、建築的価値に配慮したメンテナンスに努めている。特に、貴賓室、知事室、県会議事堂、正庁といった中心的な部屋の意匠がよく守られてきた。このことについて、わたくし自身の驚きを語りたい。

はじめて愛知県庁舎の貴賓室に足を踏み入れたとき、息を呑んだ。鳳凰の石膏彫刻が天井いっぱい広がっていたからだ。鳳凰とはいっても、ややアール・デコの的に抽象化され、それにふさわしく淡いピンクに彩色されている。その繊細な造形と柔らかな色彩は、竣工以来、ほとんど開かずの間のようにして守ってきた結果であろうと思った。だが、実際は事務室・会議室に転用されたあと、1986年になってから全面的に補修されたものであった。当初のまま凍結されてきたかのように見える修復が図られていたわけである。日常的に利用する箇所であれば、廊下のモザイクタイルもかなり取り替えられていたが、当初材と同寸、同色のもので貼り直されていた。あまりに手際がよく、文化財指定にあたっての改修履歴の調査で、担当者を悩ませるほどだった。特徴的な屋根についても、銅板屋根は戦時中の金属供出で失われたが、1954年にはいち早く復原しており、軒の瓦はクラックを補修

しただけで当初材を維持しつづけている。

滋賀県庁舎でも新旧の区別がつかないことがあった。貴賓室の扉には、部屋にふさわしく見事な植物文様が刻まれている（図3）。感心しつつ扉を開くと、戸は鋼製であり、しかもかなり新しいものであることに気づいた。ということは表側の浮彫彫刻は古いものを型取りして再現したのかと考えた。表面はペイント塗装されていて、材質が判らない。鋳物であろうと考えたのである。ところが、庁舎管理の古株のかたに話を聞いて思い違いが判った。当初の扉の浮彫部分だけを切り取って、鉄扉の鏡板に貼り付けるという処理をほどこしたものであった。

改修にあたって各県でつづけられてきたこうした努力、それは庁舎の価値を信頼し、それを守りつづけようとする県担当者の姿勢の現れにほかならない。この姿勢が今回の文化財としての評価に結びついたことは疑いのないところである。

2. 保存活用の状況

さて、あらためて戦前期の府県庁舎がどれくらい保存されているか、見てみよう。といってもカウントするのは実はむずかしい。明治維新直後に数年間だけ存在した府県というのが相当あって、その庁舎もいくつかは今日まで残っているからである。京都府北部に3年間設置された久美浜県の庁舎の玄関棟が保存されており、福岡には小倉県、宮城には登米県の庁舎が残っている。ほかにも廃県の庁舎の遺構は耳にするが、現存するかどうか確かめられていない。

では現行の47都道府県に範囲を限るとどうだろうか。部分保存まで含めれば24府県の庁舎が残っている。過半数である。意外と多いという印象を持たれるのではないだろうか。

まず国重要文化財に指定されているのが以下の6件である。データ内容は竣工年／指定年／設計者／使用状況等の説明である。

北から並べると、

北海道：1888年(明治21)／1969年／平井晴二郎／道立文書館ほか

山形県：1916年(大正5)／1984年／田原新之助／県郷土館「文翔館」(図4)

愛知県：1938年(昭和13)／2014年／県営繕課／現用(図1)

三重県：1879年(明治12)／1968年／清水義八／明治村に移築

京都府：1904年(明治37)／2004年／松室重光・久留正道／現用(図5)

山口県：1916年(大正5)／1984年／大熊喜邦・武田五一／県政資料室

つぎに、重文以外で庁舎の全体を保存している府県を列挙しよう。これらの中には国の登録文化財となって、維持が当面約束されている例が多いが、一方で今後も引き続いて保

存されるかどうか未定のものもある。こちらも北から並べる。データは、府県名／竣工年／設計者／文化財登録の有無、使用状況等の説明の順番である。

群馬県：1928年(昭和3)／佐藤功一／登録文化財1996年。NHK外のテナント、貸し会議室、カフェなど(図6)

茨城県：1930年(昭和5)／置塩章／2012年補強修復。外郭団体利用

神奈川県：1927年(昭和2)／小尾嘉郎(コンペ原案)／1996年登録文化財。現用

山梨県：1930年(昭和5)／県／耐震改修中(2015年完成予定)。なお議事堂(1928年)も保存修復。(図7)

静岡県：1937年(昭和12)／泰井武(コンペ原案)／2001年登録文化財。現用(図8)

富山県：1935年(昭和10)／県(担当；増田八郎)／現用(図9)

滋賀県：1939年(昭和14)／佐藤功一・國枝博／2014年登録文化財。現用(図2)

兵庫県：1902年(明治35)／山口半六／2003年登録文化財。戦災で損傷、外観を復原し、室内は全面的に改修して「兵庫県公館」として利用。(図10)

和歌山県：1938年(昭和13)／県営繕課(担当；増田八郎)／2013年登録文化財、現用

大阪府：1926年(大正15)／平林金吾・岡本馨(コンペ原案)／保存活用を検討中(図11)

愛媛県：1929年(昭和4)／木子七郎／現用

宮崎県：1931年(昭和6)／置塩章／現用(図12)

ここまでは少なくとも外観上は当初の形態を維持しているものである。つづいて一部分が保存されている例を見てみよう。以下の6件が挙げられる。

栃木県：1938年(昭和13)／佐藤功一／2008年。正面中央部分を移動させ展示室等に利用。(図13)

長野県：1913年(大正2)／県／1965年。前面棟を郊外に移築、県自治研修所として活用。

石川県：1924年(大正13)／県(八島震・桑田正一)／2010年。前面棟の外観を保存、「県政記念しいのき迎賓館」として活用。(図14)

岐阜県：1924年(大正13)／県／2013年に着工。正面中央部分を保存。(図15)

徳島県：1930年(昭和5)／県／1990年。県立文書館に壁面を移築し、外観とエントランスを保存。

鹿児島県：1925年(大正14)／曾禰中條事務所／2003年。中央部分を移動させ県政記念館として利用。2008年登録文化財。(図16)

ここまでのデータを一瞥^{いちべつ}しただけでも、1990年代後半から府県庁舎を残そうという動き

が著しくなったことが了解されよう。社会的に不況が続くこと、また、大規模建築物の曳き屋技術が進歩したこと、耐震・免震技術が普及・向上したことなど外的要因は無視できない。だが、ここに挙げた事例の多くは地元で保存運動が活発におこなわれ、それに応える形で保存や文化財化が決定したことを見落とすことはできない。

もちろん徳島や栃木の保存のありようは原形を知るものにとっては物足りない思いがする。現在工事が進行している岐阜県庁舎についても同様である。それでも完全に消滅しかねない状況からここまでの姿に押し返したことを評価すべきであろう。また、大阪府庁舎・宮崎県庁舎も一時期は取り壊しが公然と語られていた。その流れが変わって、多少とも修復工事が施され、文化財化に向けた検討が進んでいると耳にする。

1970年代から80年代には、福岡県庁舎と宮城県庁舎が保存を求める強い声にもかかわらず、跡形もなく消え去った（図17）。そのことを想起すれば、やはり時代は変わったのである。

3. 戦後庁舎という課題

最近、戦後の府県庁舎について議論が起きてきた。公共建築の耐震性向上が求められる中で、巨額の改修費が問題となっている。全国的に報道されているのは丹下健三設計の香川県庁舎（1958年竣工）であるが（図18）、岡山県庁舎（前川國男、1957年）や広島県庁舎（日建設計工務、1956年）もいろいろ動きがあるようである。

1950年代・60年代に本庁舎として新築された庁舎は24件を数える。このうち琉球政庁行政府（松田平田、1953年）は1986年に解体。また、東京都庁舎（丹下健三、1957年）は1991年に解体されている。なお、1969年に竣工した栃木県議会議事堂（大高正人）も2007年に撤去されている。また、長崎県庁舎（日本設計工務、1953年）も解体が目前に迫っている。

戦後のいわゆるモダニズム庁舎は、歴史様式の匂いを残した戦前の庁舎と違って、一般市民の関心を惹きにくい。また、戦前の庁舎がモニュメントとして入念に施工し、良材を用いることが常だったのに対し、戦後は切りつめた工事単価で設計されていて、メンテナンス上の問題も起こりやすい。そのため、冒頭に述べたような管理する側の愛着も起こりにくい。香川県庁舎は県当局が建築に理解を示している、むしろ数少ない例とさえいえる。

しかし、戦後の庁舎はやはり独自の価値を持っている。以下に紹介するのは福島県庁舎（1954年）の設計趣旨である（図19）。山下寿郎事務所の設計で、若き日の池田武邦氏が担当した。

福島県庁舎の計画に当たって、わたくしたちは、地方行政の主体である県の首脳者たち

から幸いにも「民主的な表現」を望まれたのである。〔中略〕この要請に応えて、従来の官庁建築につきまといっていたあの言い表しようもない威圧的な重苦しさ、階層的な社会そのままの息苦しい束縛感を払いのけようとした。

きまりきってシンメトリカルな「中央に墓石のような塔」のでんとそびえ立ったあの官庁風の立面はまず打ち破られ、平明なスカイラインが長く東西にのび、オルゴールの鳴り響く時計台は、対称を破って東側にそびえることとなった。〔中略〕階段は「臣民」の目を圧する道具立てとしての役割を奪われ、今は「民衆」となった人たちを滑らかに上階に案内するための交通路として、ガラスブロックに囲まれた明るい空間の中に控えめに収められた。

もう一つ、東京都庁舎設計にあたって丹下健三が提示したコンセプトを挙げよう。

市庁舎は市民意識の統一を生み出す象徴でもあったし、また、それは市民がそこに集まり、交わる場でもあり、また、市庁舎の建築もそのような市民の交わりをより深めることに貢献してきたのである。〔中略〕ストックホルムの市庁舎を見るがよい。広場―中庭―広間の一連の空間―これがシティ・ホールなのである。市民に解放されたホールなのである。

こうした「戦後民主主義」への期待は今や素朴にすぎると感じられるかもしれない。だが、50年前に立ち現れた「明るい」「解放された」空間の質は、真に画期的であった。この点を顧慮することなく耐震性能とコストだけでその撤去が決められる状況はどう考えてもおかしい。戦前と戦後とで極端に評価を変えることは、一種の事大主義といわねばならないのである。



図1 愛知県庁舎



図2 滋賀県庁舎



图3 滋贺県庁舎貴賓室扉



图4 山形県庁舎



图5 京都府庁舎



图6 群馬県庁舎



图7 山梨県庁舎



图8 静岡県庁舎



图9 富山県庁舎



图10 兵庫県公館



图11 大阪府庁舎



图12 宮崎県庁舎



图13 栃木県庁舎



图14 石川県庁舎



図15 岐阜県庁舎



図16 鹿児島県庁舎



図17 宮城県庁舎



図18 香川県庁舎



図19 福島県庁舎

(写真は著者が撮影したものである)